

ひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱

平成6年11月1日

教委告示第4号

改正 平成13年4月1日教委告示第1号

平成20年8月11日教委告示第12号

平成31年3月26日教委告示第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、ひたちなか市教育委員会（以下「委員会」という。）が委員会以外の団体と行う事業の共同開催（以下「共催」という。）又は委員会以外の団体が行う事業の後援、協賛、賛助及び協力（以下「後援等」という。）に関して、その承認の手續、基準その他必要な事項を定めるものとする。

(共催又は後援等の対象)

第2条 共催又は後援等の対象となる主催者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 公共的団体若しくは公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) その他前2号に掲げる団体に準ずる団体で、主催者の組織が明確であるもの

2 共催又は後援等の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、教育長が特に認める事業にあっては、この限りでない。

- (1) 教育の振興に寄与するとともに、公共性を有し、及び公開されるもの
- (2) 営利又は売名を目的としないもの
- (3) 宗教又は政治を目的としないもの
- (4) 開催又は開所の場所が公衆衛生及び事故防止について十分な設備を有し、又は措置が講じられているもの

(共催又は後援等の申請)

第3条 共催又は後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ共催・後援等申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、これを教育長に提出し、共催又は後援等の承認（以下単に「承認」という。）を受けなければならない。

- (1) 規約、会則、活動実績、役員名簿その他の共催又は後援等を受けようとする団体の概要が分かる書類
- (2) 事業計画書、収支予算書その他の共催又は後援等を受けて実施しようとする事業の概要が分かる書類
- (3) チラシ、ポスターその他の共催又は後援等を受けて実施しようとする事業に関する書類
- (4) その他教育長が必要と認める書類

(承認等の通知)

第4条 教育長は、前条の規定による申請があったときは、共催又は後援等についての適否を判断し、共催・後援等承認決定通知書（様式第2号）又は共催・後援等不承認決定通知書（様

式第3号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(変更又は中止の届出)

第5条 申請者は、申請書を提出した後に、申請書の記載事項の変更又は事業を中止する場合には、速やかに、その旨を教育長に届け出なければならない。

(共催又は後援等の取消し等)

第6条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、申請者に対し、必要な指導若しくは制限をし、又は共催若しくは後援等を取り消すことができる。

(1) 申請者が承認を受ける前に、印刷物等に共催又は後援等の名義等を掲載したとき。

(2) 承認を受けた者が共催又は後援等の名義等を濫用したとき。

(3) 承認を受けた者が第2条第1項各号のいずれかに該当しなくなったとき。

(4) 承認を受けた事業が第2条第2項各号に掲げる要件を具備しなくなったとき。

(事業報告書の提出)

第7条 承認を受けた者は、事業終了後速やかに事業実施報告書(様式第4号)に参考資料を添えて、これを教育長に提出しなければならない。

(委員会の免責)

第8条 委員会は、共催又は後援等の名義使用によって生ずる損害等の責任については、一切の責任を負わない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成13年教委告示第1号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成20年教委告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にされている改正前のひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱(以下「旧要綱」という。)第3条の規定による申請は、改正後のひたちなか市教育委員会共催及び後援等名義使用取扱要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定による申請とみなす。

3 この告示の施行の際現に旧要綱第4条の規定により承認の決定を受けているものは、この告示の施行の日において、新要綱第4条の規定により承認の決定を受けたものとみなす。